

平成28年11月24日
社会福祉法人制度改革及び「財務諸表等
電子開示システム」に関する説明会資料

社会福祉法人制度改革について

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係政令の整備等及び
経過措置に関する政令等の公布概要等

社会福祉法人制度改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、
役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置付け
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

社会福祉法人制度改革に関する国通知等発出状況

項目	年月日	通知等件名	H28. 11. 11付け通知等件名
法・政令・省令	H28.3.31	社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について（局長通知）	
	H28.3.31	社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について（局長通知）	
			社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について（局長通知）
認可・定款変更	H28.6.20	社会福祉法人における評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模について（事務連絡）	
	H28.6.20	社会福祉法人定款例（案）について（事務連絡）	「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（局長通知） —社会福祉法人審査基準，社会福祉法人定款例—
			「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（課長通知） —社会福祉法人審査要領—
			社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて（事務連絡）
経営組織	H28.6.20	社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）（事務連絡）	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（事務連絡）
FAQ	H28.6.20	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについて（事務連絡）	「「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ」の改訂について（事務連絡）
充実計画			社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）について（事務連絡）
公益的な取組	H28.6.1	社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について（課長通知）	
選任・解任	H28.6.20	社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について（事務連絡）	
	H28.6.20	社会福祉法人制度改革における理事等の解任について（事務連絡）	
会計基準			「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について（局長通知）
			「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について（課長通知）

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係政令の整備等及び 経過措置に関する政令等の公布について（H28. 6. 20国事務連絡等内容からの追加事項等）

〈凡例〉

- 「改正法」 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）
- 「新法」 「改正法」第2条による改正後の社会福祉法
- 「改正政令」 「改正法」の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）
- 「改正省令」 「改正法」の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第168号）
- 「新令」 「改正政令」第1条による改正後の社会福祉法施行令
- 「新規則」 「改正省令」第1条による改正後の社会福祉法施行規則

■ 経営組織のガバナンス強化

- 評議員定数の特例の対象とする社会福祉法人の基準
 - ・ 「新法」では、社会福祉法人の評議員は7人以上選任することが必要であるが（「新法」第40条第3項及び第44条第3項）、「改正法」附則第10条において、その事業の規模が政令で定める基準を超えない社会福祉法人については、「改正法」の施行日から3年を経過する日までの間、評議員の定数を4人以上とする経過措置が定められている。
 - ・ この評議員定数の特例の対象とする社会福祉法人の基準については、平成27年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益を基準とし、当該収益の額については、全社会福祉法人の収益の平均額である4億円とすることとする。（「改正政令」第4条第1項）
 - ・ なお、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に設立された社会福祉法人については、全て評議員の員数の経過措置の対象とし、平成27年度会計年度のサービス活動収益は0とみなすこととする。（「改正政令」第4条第2項）

■ 経営組織のガバナンス強化

■ 役員等について（社会福祉法人審査基準 第3）

○役員等（評議員又は役員）について、以下の事項を追加するもの。

- ・ 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合には、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないよう、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- ・ 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。
- ・ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

■ 専門家の活用の促進について（社会福祉法人審査基準 第3）

○ 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望ましいこと。

■ 経営組織のガバナンス強化

- 会計監査人を置かなければならない社会福祉法人の事業規模の基準
 - ・ 事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人については、会計監査人を置かなければならないものとしている。（「新法」第37条）
 - ・ 当該基準については、最終会計年度における収益（法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益。以下同じ。）が30億円を超える法人又は負債（法人単位貸借対照表における負債。以下同じ。）が60億円を超える法人とする。（「新令」第13条の3）
 - ・ この基準については、
 - (1) 平成29年度，平成30年度は，収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人
 - (2) 平成31年度，平成32年度は，収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人
 - (3) 平成33年度以降は，収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人と段階的に対象範囲を拡大していくことを予定している。
 - ・ ただし，段階施行の具体的な時期及び基準については，平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ，必要に応じて見直しを検討することとしている。
 - ・ 会計監査人による監査は，平成29年度決算からとなる。

【参考】H28.11.11付 国事務連絡「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」FAQ
問14 会計監査人に関する条文の定款変更手続き如何。（定款例第一〇条，第一五条，第一六条，第一八条，第一九条，第二〇条，第二一条関係）

- (答) 会計監査人の条文に係る定款変更については，次の2つの方法によることなどが考えられる。
- ・ 会計監査人の設置義務基準に該当することが見込まれる法人については，今回の法改正に係る平成28年度中の定款変更の際に会計監査人に関する条項についても定め，定款変更申請を行うこと。
 - ・ 会計監査人の設置義務基準に該当するか否かが平成28会計年度の決算が確定するまで判断ができない法人については，平成29年度の定時評議員会において，会計監査人選任とあわせて，会計監査人に関する定款変更を議決後，定款変更申請を行うこと。

■ 経営組織のガバナンス強化

■ 会計監査人による監査証明範囲の対象等

- ・ 今般の会計監査人制度の導入は、法人としてのガバナンスの強化、財務規律の強化の一環として導入するものであり、会計監査人による監査証明の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲については、法人単位の計算書類（第1様式）並びにそれに対応する附属明細書及び財産目録の各項目とする。具体的には以下のとおりである。
 - ① 法人単位の計算書類（法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書及び法人単位事業活動計算書）（「新規則」第2条の30 第1項第2号）
 - ② ①に対応する附属明細書（借入金明細書、寄附金収益明細書、補助金事業等収益明細書、基本金明細書及び国庫補助金等特別積立金明細書に限る。）の項目（「新規則」第2条の30 第1項第2号）
 - ③ 法人単位貸借対照表に対応する財産目録の項目（「新規則」第2条の22）
- ・ 法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても留意し、監査手続が実施されることとなるが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意すること。
- ・ 監事は、会計監査人に対して、必要があるときは、監査証明（会計監査報告）のほか、その監査に関する報告を求めることができることとなっている（「新法」第45条の19第6項で準用する一般法人法第108条第2項）。そのため、会計監査人は、監事に対して、監査証明（会計監査報告）のほかに、その監査に関する報告を行う責務がある。

■ 事業の透明性の向上

■ 情報の公開等について

・ インターネットの利用により公表する書類

定款，役員報酬基準，計算書類（貸借対照表，事業活動計算書，資金収支計算書），役員等名簿，事業の概要（法人の運営に係る重要な部分に限り，個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）等

（「新法」第59条の2並びに「新規則」第10条第1項及び第3項）

なお，社会福祉法人が，行政機関（厚生労働大臣，都道府県知事及び市長をいう。）及び独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された財務諸表等開示システムを利用し，所轄庁に計算書類等の届出を行い，行政機関等がその公表を行うときは，社会福祉法人において公表を行ったものとみなすことができるものとする。

（「新規則」第9条第3号及び第10条第2項）

【所轄庁への届出様式】（財務諸表等開示システム利用）

計算書類（貸借対照表，事業活動計算書，資金収支計算書），財産目録及び附属明細書（拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書），現況報告書，社会福祉充実残額の算定の根拠（社会福祉法人審査基準 第5）

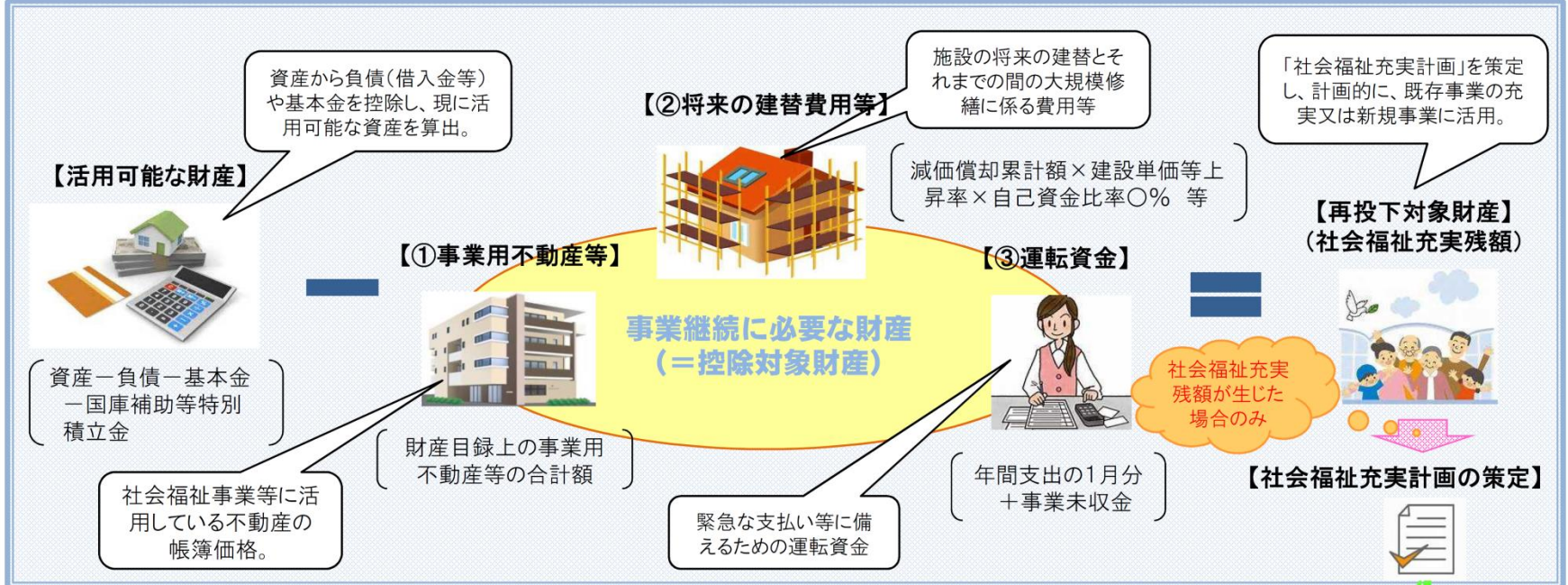
※届出様式は，後日，別途通知

財務規律の強化 ・ 社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）

H28. 9. 9厚生労働省開催：社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議資料

社会福祉充実残額の有効活用について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を明確化する。
- 社会福祉充実残額が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



(残額の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)



■ **社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）項目**

- 1 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定の趣旨
- 2 社会福祉充実計画の策定の流れ
- 3 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定
- 4 社会福祉充実計画原案の策定
- 5 社会福祉充実計画原案に係る公認会計士等への意見聴取
- 6 社会福祉充実計画原案に係る地域協議会等への意見聴取
- 7 社会福祉充実計画案に係る評議員会の承認
- 8 社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認
- 9 社会福祉充実計画に基づく事業実施
- 10 社会福祉充実計画の変更
- 11 社会福祉充実計画の終了
- 12 その他

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準は
12月中を目途に正式通知となる予定

■ 社会福祉充実残高の計算式

社会福祉充実残額

$$= ①「活用可能な財産」 - (②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 + ③「再取得に必要な財産」 + ④「必要な運転資金」)$$

① 活用可能な財産

$$= \text{法人単位の貸借対照表の（資産－負債－基本金－国庫補助金等特別積立金）}$$

② 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

$$= \text{財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額} \\ - \text{対応基本金－国庫補助金等特別積立金－対応負債}$$

③ 「再取得に必要な財産」

$$= \text{【ア 将来の建替に必要な費用】}$$

$$\text{（建物に係る減価償却累計額 × 建設単価等上昇率） × 一般的な自己資金比率}$$

$$\text{【イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用】}$$

$$+ \text{（建物に係る減価償却累計額 × 一般的な大規模修繕費用割合） - 過去の大規模修繕に係る実績額}$$

$$\text{【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用】}$$

$$+ \text{減価償却の対象となる建物以外の固定資産※に係る減価償却累計額の合計額}$$

（※②において財産目録で特定したものに限る。）

④ 「必要な運転資金」 = 年間事業活動支出の3月分の額

■ 社会福祉充実残高の計算結果の取扱等

- ・ 計算の結果，最終的に1万円未満の端数が生じる場合には，これを切捨。
- ・ このため，社会福祉充実残額が0円以下である場合には，社会福祉充実計画の策定は不要となるが，1万円以上である場合には，原則として当該計画を策定し，当該計画に基づき，社会福祉充実事業を行うことが必要であること。
- ・ ただし，当該計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合には，当該費用により社会福祉充実残額を費消し，事実上，社会福祉充実事業の実施が不可能であることから，当該計画を策定しないことができること。
- ・ また，上記計算式の各種指標については，別途（独）福祉医療機構に構築することとしている「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」によるデータ等を踏まえ，毎年度検証を行い，その結果，必要に応じて見直しを行うこととしている。
- ・ 社会福祉充実残額の算定に当たっては，法人の計算書類などから，各種数値を用いて算定する必要があるが，これらの事務処理の簡素化を図る観点から，法人においては，原則として「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に組み込まれた「社会福祉充実残額算定シート」を活用すること。

■ 関係政令の整備

■ 組合等登記令（昭和39年政令第29号）の一部改正

- ・ 社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限は、「改正法」第2条による改正前の社会福祉法（以下「旧法」という。）において、社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に計算書類を作成し、毎会計年度終了後三月以内に所轄庁に届け出なければならないものとされていたが（「旧法」第44条第5項及び第59条）、「新法」においては、毎会計年度終了後「三月」以内に計算書類等を作成し、かつ、所轄庁に届け出なければならないものとされている。

（「新法」第45条の27第2項、第45条の34第1項及び第59条）

- ・ 社会福祉法人等の資産の総額の変更の登記については、組合等登記令上、毎事業年度末日から「二月」以内とされていたが、新法の手続に併せ、これを「三月」以内とする。

（「改正政令」第2条による改正後の組合等登記令第3条第3項）

- ・ 改正後の組合登記令第3条第3項による社会福祉法人等の資産の総額の変更の登記は、計算書類等の作成及び所轄庁への届出の期限を毎会計年度終了後「三月」以内とする新法の規定が、平成28年4月1日以後に開始する会計年度に係る計算書類等について適用されることに併せ、平成28年4月1日以後に開始する事業年度末日現在に行う資産の総額の変更の登記から適用することとする。

（「改正政令」附則第2項）

■ 今後のスケジュール

H28.11.24現在

時期	定款変更及び理事会・評議員会	会計監査人関係	社会福祉充実計画関係	電子開示システム関係
H28.11 ～ H29.3.31	<p>理事会・評議員会 ○定款変更の承認</p> <p>定款変更認可申請→所轄庁による認可</p> <p>理事会(定款変更を議題とする理事会と同時開催も可) ○評議員選任・解任委員会の委員の選任 ○新評議員候補者の決定→評議員選任・解任委員会に提案 ○評議員選任・解任委員会の招集</p> <p>評議員選任・解任委員会(定款変更認可後に開催) ○評議員選任・解任委員会における新評議員の選任</p> <p>旧評議員の任期満了</p>	<p>◇会計監査人候補の選定</p> <p>◇予備調査の実施</p> <p>◇予備調査結果に基づく法人による改善</p>	<p>○社会福祉充実残高の試算</p> <p>◇(残額がある場合) 計画原案の検討・作成</p> <p>◇(残額がない場合) 算定結果を所轄庁に届出</p> <p>監事監査報告等決算が明確となった後</p> <p>◇計画原案 公認会計士・税理士等の意見聴取</p> <p>◇(計画を地域公益事業に位置付ける場合) 地域協議会の意見聴取</p> <p>定時評議員会での計画承認後</p> <p>◇計画を所轄庁へ承認申請</p>	<p>○システム利用者登録</p> <p>○ユーザーID 等受け取り</p> <p>○財務諸表等入力シートダウンロード：試行運用開始</p> <p>○試行データ入力・所轄庁へ届出</p> <p>○本格稼働版 ダウンロード</p>
H29.4.1 ～ H29.6.30	<p>新評議員の任期開始</p> <p>理事会 ○決算の承認 ○新役員の提案 ◇(対象法人) 会計監査人の選任に係る評議員会の議題の決議 ◇(対象法人) 社会福祉充実計画の承認</p> <p>新評議員による評議員会(定時評議員会) ○決算の承認 ○新役員の選任(旧役員任期満了) ◇(対象法人) 会計監査人の選任 ◇(対象法人) 社会福祉充実計画の承認</p> <p>新役員による理事会 ○理事長の選任等</p>	<p>定時評議員会による</p> <p>◇会計監査人の選定</p> <p>◇会計監査契約締結</p>	<p>定時評議員会での計画承認後</p> <p>◇計画を所轄庁へ承認申請</p>	<p>○本格稼働データ入力・所轄庁へ届出</p>
H29.7.1 ～		<p>◇会計監査開始</p>	<p>◇所轄庁からの承認 →計画に基づく事業実施</p>	

○：全ての法人で実施する事項 ◇：対象となる法人が実施する事項